

情報関連産業立地促進事業費補助金

1 概要

この補助金は、県内に新たに本社等を設置する情報関連事業を営む企業に補助金を交付することにより、企業の立地を進め、地元人材活用による情報関連技術者の育成と仕事づくりを図るための補助金です。

2 対象企業

情報関連事業を営む次の企業が対象です。

- ・県内に新たに本社を設置する中小企業
 - ・新たに誘致企業認定を受け県内に拠点を構える企業等
- ※情報関連事業・・・ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業

3 補助要件

県内で雇用した情報関連技術者（新規常用雇用者）5人以上の増加を操業開始日以後1年以内に達成し、かつ、操業開始日以後3年を経過するまで継続してその人数以上であること。

※情報関連技術者・・・日本標準職業分類の大分類「B 専門的・技術的職業従事者」のうち、中分類「10－情報処理・通信技術者」に相当する技術者
日本標準職業分類の大分類「H 生産工程従事者」の中分類「59－生産関連・生産類似作業従事者」のうち、アニメーター等において、主として情報技術を活用して職務を行う技術者

4 補助内容

補助対象経費	補助率・補助額
①建物・機械設備等の賃借料	20%（3年間）
②通信回線使用料	20%（3年間）
③新規常用雇用者の人材育成費	50万円/人・年（3年間）

※①②は、新規常用雇用者のうち35歳未満の女性が5割以上の場合は5%加算する。

5 補助限度額

年間：3,000万円

※①賃借料補助と②使用料補助の合計が③人材育成費補助額を超えないこと。

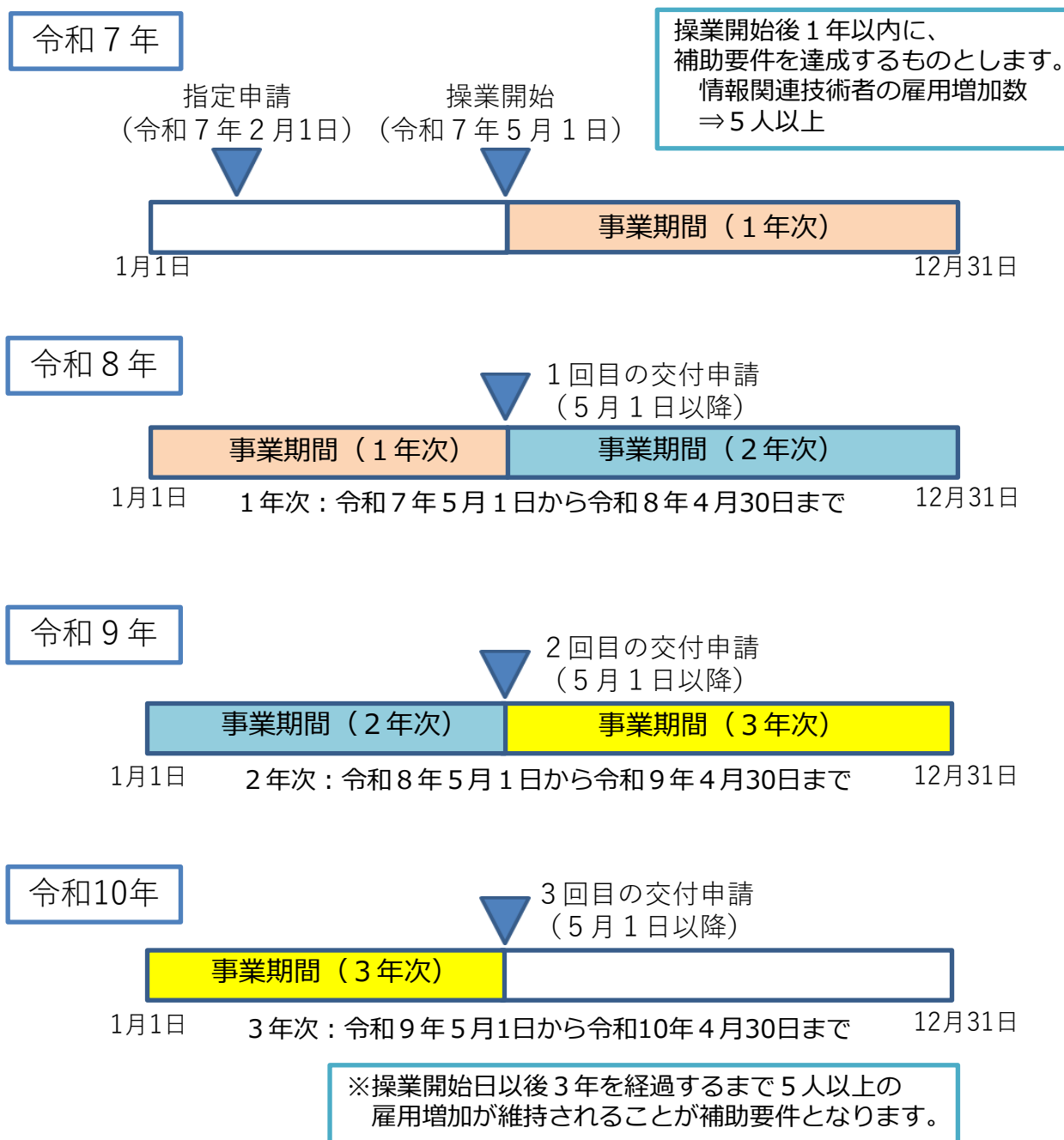
6 指定申請の受付

随時（令和12年3月末まで）



7 指定申請・交付申請スケジュール例

- 令和7年5月1日に操業を開始する場合の申請スケジュール例です。
- 補助対象経費は各年次内の事業に要する費用であり、交付申請は操業開始日以後1年ごとに最大3回行います。



問合せ先

秋田県産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎5階
TEL:018-860-2245
E-MAIL: digital@pref.akita.lg.jp

